

社会福祉法人かも福祉会
役員、評議員及び委員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人かも福祉会（以下「福祉会」という。）定款第8条の規定に基づく評議員の報酬等の額、同第22条の規定に基づく役員の報酬等の額、各種委員会の委員等の報酬等の額、費用弁償の額及びその支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事
- (2) 評議員 定款第5条に基づき置かれる者
- (3) 委員等 理事長が委嘱又は依頼した各種委員会の委員等

(報酬等の支給)

- 第3条 福祉会は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。
- 2 評議員には、定款第8条に定める金額の範囲内で報酬等を支給する。
 - 3 報酬の額が月額で定まっている役員が新たに就任した場合は、就任した月から支給し、退任した場合は退任した月まで支給し、その計算方法は福祉会職員の「給与規程」に準ずる。
 - 4 委員等については、理事長が特に必要と認める者について報酬等を支給することができる。
 - 5 前各号の規定にかかわらず、地方公共団体の職員及び福祉会の常勤職員には報酬は支給しないものとする。

(報酬等の額の決定)

- 第4条 福祉会の理事の報酬総額は、年間500万円以内とする。
- 2 福祉会の監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
 - 3 福祉会の各々の役員の報酬額は、別表1「役員報酬額表」に定めるとおりとする。
 - 4 福祉会の評議員の報酬額は、別表2「評議員報酬額表」に定めるとおりとする。
 - 5 委員等の報酬額は、別表3「委員等報酬額表」に定めるとおりとする。

(費用弁償)

- 第5条 役員、評議員及び委員等がその職務の執行にあたって旅行したときは費用弁償を支給する。
- 2 役員、評議員及び委員等の費用弁償は、福祉会職員の「旅費規程」に準ずる。

- 3 常務理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は福社会職員の通勤手当支給基準に準ずる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、地方公共団体の職員については、費用弁償は支給しないことができる。

(報酬等の支給日)

第6条 理事長、常務理事の報酬等は、毎月20日に支払うものとする。

- 2 報酬の額が日額で決まっている理事、監事、評議員及び委員等の報酬等は、翌月の20日に支払うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、支給日については、福社会職員の「給与規程」に準ずる。

(報酬等の支給方法)

- 第7条 報酬等は通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金等を控除して支給することができるものとする。

(公表)

第8条 福社会は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議決によって行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は、令和5年4月1日から施行する。
2. 社会福祉法人かも福社会役員等の報酬及び旅費等支給規程は廃止する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

別表1 「役員報酬額表」

役職名	報 酬 額
理 事 長	月 額 50,000 円
常 務 理 事	月 額 330,000 円
非常勤理事	日 額 5,000 円
監 事	日 額 5,000 円

別表2 「評議員報酬額表」

役職名	報 酬 額
評 議 員	日 額 3,000 円

別表3 「委員等報酬額表」

役職名	報 酬 額
委 員	日 額 3,000 円